

報道関係各位

株 式 会 社 U B I C
代 表 取 締 役 社 長 守 本 正 宏
東 京 都 港 区 港 南 2-12-23
(コード番号:2158東証マザーズ)

**カルテル調査や PL 訴訟などで要求される電子証拠開示サービスを強化
米国東海岸ニューヨークに進出**
～8 月の米国子会社ワシントン D.C.支店開設に続き、ニューヨーク支店を開設～

株式会社 UBIC(本社:東京都港区、代表取締役社長:守本 正宏、以下 UBIC)は、戦略的な米国活動の強化にともない、
今月、AMLAW 250[*1] の法律事務所をはじめ多くの顧客層を有する米国東海岸に、米国子会社のニューヨーク支店を開
設いたしました。

[*1]米国著名法律事務所 250 所のこと。(American Law Firm Top 250)

近年、米国企業のみならず世界に拠点を置く米国外の企業に対し、米国政府機関である米国司法省(DOJ: Department
of Justice)、連邦取引委員会(FTC: Federal Trade Commission)、連邦捜査局(FBI: Federal Bureau of Investigation)、米国国
際貿易委員会(ITC: International Trade Commission)そして米国証券取引委員会(SEC: Securities and Exchange
Commission)など、当局による調査が行われることが増えております。その際に要求される電子証拠開示において、アジア言
語を扱う専門技術を持つ電子証拠開示(e ディスカバリ)支援サービスの必要性が急速に高まっております。

当社は 2003 年に設立し、200 件以上の国際訴訟(ディスカバリ)支援サービスと 500 件以上のコンピュータフォレンジック
調査サービスを提供しております。当社の高い評価を誇る電子証拠開示(e ディスカバリ)支援サービスの活用で、訴訟コスト
の削減が可能です。米国では、2007 年 12 月より、当社子会社である UBIC North America, Inc. の本社がある西海岸(カリフ
ォルニア州、レッドウッドシティ)を拠点に活動を開始し、2011 年 8 月には、米国政府機関の中心地であるワシントン D.C.に支
店を開設いたしました。更なる飛躍と拡大を目指し、今月、マンハッタンの中心地であるマディソン街に新支店を開設いたしま
す。

ニューヨークには米国大手法律事務所が集結しております。ビジネス拡大戦略の1つとして、お客様の近くに拠点を置くこ
とで、アジア企業および米国弁護士双方への円滑かつ迅速な支援活動を行い、訴訟にかかる費用削減等、お客様への更な
るサービス向上を目指します。

【米国子会社 ニューヨーク支店 概要】

名 称: UBIC North America, Inc. New York City Branch Office
所在地: ニューヨーク市 マンハッタン区 マディソン街

【UBIC について】

代表取締役社長: 守本 正宏 東京都港区港南 2-12-23

URL: <http://www.ubic.co.jp/>

株式会社 UBIC は、国際的カルテル調査や連邦海外腐敗行為防止法(FCPA)に関連する調査、知財訴訟、PL 訴訟、などで
要求される電子データの証拠保全及び調査・分析を行うeディスカバリ事業(電子証拠開示支援事業)のほか、電子データ中
心の調査を行なうコンピュータフォレンジック調査サービスを提供する、リーガルハイテクノロジー総合企業。アジア言語対応
能力では世界最高水準の技術と、アジア圏最大の処理能力を有するラボを保有。2007 年 12 月米国子会社を設立。アジア・
米国双方からアジア企業関連の訴訟支援を実施。2009 年末には企業内でも国際訴訟における電子証拠開示が可能な電子
証拠開示支援システム「Lit i View」(リット・アイ・ビュー)を自社開発し、2011 年 10 月からはクラウドサービスとして「UBIC リー
ガルクラウドサービス」の提供を開始。

2003 年 8 月 8 日設立。2007 年 6 月 26 日東証マザーズ上場。資本金 496,843,750 円 (2012 年 1 月 31 日現在)。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

株式会社 UBIC 管理部 TEL: 03-5463-6344 FAX: 03-5463-6345